

1 いしかり市民カード再交付に係る手数料の廃止について

1. 背景

市では、交付場所や交付時間が拡大し、より利便性が向上する市民サービスとして、マイナンバーカード（個人番号カード）を活用した「証明書コンビニ交付サービス」を現在の証明書自動交付に代えて平成 29 年 2 月から開始予定。

2. 改正内容

市役所本庁舎と市内 3ヶ所のコミュニティセンターに設置している自動交付機の運用終了に伴い、「いしかり市民カード※」が使用できなくなることから、再交付に係る手数料（現行 350 円）を廃止する。

※「印鑑登録証兼いしかり市民カード」は、自動交付機の運用終了後も「印鑑登録証」として、窓口で使用可能。

3. 改正スケジュール

各種証明書のコンビニ交付の開始に伴う「石狩市印鑑登録及び証明に関する条例」の改正について、8月1日～31日にパブリックコメントを実施。

12月市議会に条例改正案を提案予定。議決された場合、平成 29 年 2 月から施行。

4. コンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードを利用して、コンビニの店頭設置しているマルチコピー機（キオスク端末）から、住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できるサービス。

○証明書の種類

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書（印鑑登録をされている方に限ります。）
- ・戸籍全部事項証明書（謄本） ・戸籍個人事項証明書（抄本）
- ・戸籍の附票の写し
- ・所得課税証明書（賦課期日 1 月 1 日に石狩市に住民票のある方）
- ・納税証明書

○利用時間

午前 6 時 30 分～午後 11 時 00 分（年末年始及びメンテナンス停止日を除く。）

○取扱店舗

セブン-イレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、セイコーマート、コミュニティ・ストア（※一部店舗のみ）、セーブオン

2 パブリックコメントの検討結果について

「各種証明書のコンビニ交付の開始に伴う『石狩市印鑑登録及び証明に関する条例』の改正について」に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 平成28年8月1日（月）から平成28年8月31日（水）まで

【担当部局】 環境市民部市民課

【意見提出者】 2人

【意見件数】 5件

【意見への対応】

採用	意見に基づき原案を修正するもの	0件
不採用	意見を反映しないもの	3件
記載済	既に原案に盛り込まれているもの	0件
参考	原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
その他	意見として伺ったもの	2件

【意見の検討経過】 平成28年9月 1日～ 9月 5日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成
9月13日 関係部局に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

各種証明書のコンビニ交付の開始に伴う「石狩市印鑑登録及び証明に関する条例」の改正に対する意見とその検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	個人番号カードの現在の市民普及率はどのくらいか？	その他	個人番号カード交付件数は、平成 28 年 8 月末までで 3,781 件で、市の人口 58,980 人の 6.4%にあたる件数となっております。
2	個人番号カードを持っていない人は自動交付機がなくなることで窓口へいくことになる。その分の窓口負担増は年間何名ほどになるのか？	その他	平成 27 年度の自動交付機による証明書発行数は 14,275 件で、利用率は取扱証明書全体の約 27.3%となっております。 8 月末で個人番号カードの交付件数は、いしかり市民カードの交付件数を下回っていることから、自動交付機の終了により、そのうち一部の方は窓口での交付請求をされることになるかと推察されます。 引き続き個人番号カードを活用したコンビニ交付について周知を行うと共に、窓口において、みなさまにご迷惑をおかけしないよう適切に対応してまいります。
3	個人番号カードを持っている人しか利用のできないコンビニ交付は実施せず、自動交付機の契約を再度することと、コンビニ交付の費用対効果をしっかりと示してほしい。	不採用	コンビニ交付では、交付時間が拡大となるほか全国のコンビニで交付を受けられるなど利用箇所が増大し、より利便性が向上することから、自動交付機に代えてサービスを開始しようとするものです。 自動交付機とコンビニ交付の経費の比較では、証明書 1 件を出力するために必要な経費が、自動交付機では平成 27 年度実績（機器のリース料、保守委託料、消耗品費等）で算出すると約 820 円であるのに対し、自動交付機と同じ利用率と仮定するとコンビニ交付では 660 円（負担金、コンビニ手数料、保守委託料、システム導入経費から算出）と見込んでおり、経費を縮減できると考えております。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
4	住基カード同様、貴重な市税をムダなサービスに投入するのはやめるべき。カードを利用した独自事業は、自治体でするしないの判断ができるはず。今後も国から独自事業をするよと言われるがままにしていくなのか。石狩市として、マイナンバー制度に対する賢明な姿勢を示してもらえるよう期待する。	不採用	これまでの自動交付機は、市内4箇所でのサービスでしたが、個人番号カードを活用したコンビニ交付では、全国のコンビニにサービスが拡大されるため、これまで自動交付機の設定がなかった厚田区及び浜益区においてもサービスが受けられること、また経費を縮減できると見込んでおり、費用対効果が高いと判断し実施しようとするものです。
5	マイナンバーカードを使用するつもりはなく、図書館などへ行ったついでに利用するのが便利なので、市役所の自動交付機を終了しないほしい。 コンビニ交付サービスには、反対ではない。	不採用	コンビニ交付は、交付時間が拡大となるほか全国のコンビニで交付を受けられるなど利用箇所が増大するため、これまでの自動交付機より利便性が高いサービスです。自動交付機を終了することで、これまで自動交付機に必要としていた経費をより便利なサービスに利用できることとなりますので、自動交付機の終了についてご理解をお願いいたします。

3 石狩市証明等手数料条例改正（案）〈抜粋〉

（手数料の徴収）

第2条 市は、別表に掲げる事務につき、同表に定める額の手数料を徴収する。

別表（第2条関係）

番号	事務	単位	金額
1～11	略		
12	印鑑登録証及びいしかり市民カードの再交付	1件につき	350円

「いしかり市民カード」の再交付
手数料の廃止に伴い削除